



3 関係図書

付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、現況外観写真、その他（ ）

4 添付図書

建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し

※この報告書は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であつて、当該改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が作成すること。